

○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度実施要綱

(平成 17 年 10 月 1 日告示第 34 号)

改正平成 18 年 4 月 1 日告示第 62 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、低所得で特に生計が困難である者の訪問介護等のサービスの利用について、当該サービスを行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が利用者負担を軽減する場合、その法人等に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象となる法人等)

第 2 条 助成金の交付対象となる法人等は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定する介護保険サービスを提供する法人等で、介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に届け出たものとする。

(事業の対象となる費用)

第 3 条 利用者負担額の軽減事業(以下「事業」という。)の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成 17 年 10 月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

(事業の対象者)

第 4 条 事業の対象者は、市町村民税が非課税である世帯に属する者であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすもののうち、その者の収入、その者が属する世帯の状況、その者の前条のサービスの利用に係る利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認める者とする。ただし、生活保護受給者又は旧措置入居者で利用者負担割合が 5 パーセント以下とされているものについては、利用者負担額の軽減の対象者としない。

- (1) 年間収入が、単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が、単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。

- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等にその者が扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(利用者負担額の軽減の申請)

第5条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号)に介護保険の被保険者証その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(確認の通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な調査及び審査を行い、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第2号)によりその適否を通知するとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第3号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

2 確認証の有効期間は、前項の規定による申請のあった月の初日からその日の属する年の6月30日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が7月から12月までの間である場合は、前項の規定による申請のあった年の翌年の6月30日までとする。

(利用者負担額の軽減の程度)

第7条 利用者負担額の軽減の程度は、申請者のサービスの利用に係る利用者負担額の4分の1に相当する金額を、申請者が老齢福祉年金受給者である場合にはその者のサービスの利用に係る利用者負担額の2分の1に相当する金額を減じることとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、申請者の収入、申請者の属する世帯の状況、申請者の利用するサービスに係る利用者負担額等を総合的に勘案して必要と認めるときは、利用者負担額の軽減額を決定することができる。

(助成の対象)

第8条 助成の対象は、法人等が利用者負担を軽減した総額(助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1パーセント)を超えた部分とし、当該法人等の收支状況等を踏まえ、その2分の1を基本として、それ以下の範囲内で行うことができるものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

3 この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

(確認証の提示)

第9条 確認証の交付を受けた者(以下「適用者」という。)は、第3条のサービスを受けるときは、当該法人等に対し確認証を提示しなければならない。

(変更の届出)

第10条 適用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減対象者変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名の変更があったとき。
- (2) 住所の変更があったとき。
- (3) 生計中心者の変更があったとき。

(確認証の返還)

第11条 適用者は、第4条に規定する利用者負担額の軽減対象者に該当しなくなったときは、遅滞なく確認証を町長に返還しなければならない。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、法人等に交付決定の通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、法人等に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の変更)

第14条 第12条第1項の申請内容に変更が生じた場合、交付決定を受けた法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金変更交付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、その変更内容がそれぞれの配分にかかる経費の20%以内の変更の場合は省略することができる。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、法人等に変更交付決定の通知するものとする。

(実績報告)

第15条 助成金の交付決定を受けた法人等は、事業完了後速やかに、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間にあっては、要綱第 4 条のただし書に関わらず、旧措置入居者で利用者負担割合が 5 パーセント以下とされているものであっても、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、利用者負担額の軽減の対象者とする。

(社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱の廃止)

- 3 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱(平成 13 年川本町告示第 31 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により交付決定がなされた助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日告示第 62 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

- 2 平成 17 年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)の影響により、利用者負担が第 4 段階に上昇することとなった者のうち、補足給付や高額介護サービス費に係る特例措置の対象とならなかった者(利用者負担段階が第 3 段階から第 4 段階に上昇する者)については、平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間は、第 3 条中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額」を「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第 4 条中「市町村民税が非課税」を「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 154 号)附則第 8 条第 3 項に規定する特定被保険者(同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。)」と、同条第 1 号中「150 万円」を「190 万円」と、第 7 条第 1 項中「4 分の 1 に相当する金額を、申請者が老齢福祉年金受給者である場合にはその者のサービスの利用に係る利用者負担額の 2 分の 1」を「8 分の 1」と読み替えて行うこととする。